

東海大学付属市原望洋高等学校部活動の在り方に関する方針

○ 本方針は、東海大学付属市原望洋高等学校（以下「学校」という。）の部活動を対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。また、文化部においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

1. 活動時間について

- I 平日については、3時間以内の活動とする。
- II 土曜日・休日・長期休業中については、4時間以内の活動とする。
- III 学期中は週あたり、少なくとも1日は休養日を設ける。休業日が確保できなかった場合は、ほかの日に振り替える。長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

2. 試験期間中（1週間前を含む）の活動について

定期試験開始の1週間前より試験終了まで、部活動は休止とする。ただし、大会日程が、試験最終日より、原則として10日以内に予定されている場合においては許可を得て活動することができる。その場合には、生徒の学習時間確保に留意し、必要最小限とする。また、活動する生徒は、原則として試験直後の大会に出場する生徒に限定する。

3. 運営について

- I 顧問及び部員は、各種ハラスメントなどによって、共に活動している者の人格や尊厳を不当に傷つけることがないように配慮する。特に顧問は、体罰や暴言などは、いかなる理由があっても、決して許されないものであるとの認識をもち指導に当たるものとする。
- II 顧問は、部活動の運営においては、事故の未然防止に努め、事故発生時の対応、事後処理等について顧問間だけではなく生徒とも共有する。そのうえで、日ごろから施設・設備や用具の点検並びに活動に対する安全指導を実施する。また、気象庁の予報（注意報や警報、高温や落雷等）を確認し、事故予見と回避に努める。
- III 保護者、顧問相互に緊急連絡先を明確にし、相談しやすい環境を整備する。また、顧問は、指導に関する基本方針、練習内容、活動日時、活動場所、休養日等を明確に保護者に示すなど情報提供に努める。活動にかかわる金銭の収支については、事前に校長の許可を得るとともに会計報告の配布をする等、保護者に対して十分な説明責任を果たす。

付則 この部活動の在り方に関する方針は、2023 年 4 月 1 日に施行する。